

令和2年6月25日

新型コロナウイルス感染防止を踏まえた蕨市社会福祉協議会主催イベント等の開催及び総合社会福祉センター並びに老人福祉センター松原会館の貸室利用に関する方針の見直しについて

社会福祉法人蕨市社会福祉協議会
会長 高橋良知

令和2年5月25日に新型コロナウイルス感染症に係る政府緊急事態宣言が解除されたことに伴い、5月28日において、蕨市社会福祉協議会主催イベント等の開催及び総合社会福祉センター並びに老人福祉センター松原会館（以下、センター等とする。）の貸室利用に関する方針を定めましたが、以下のとおり見直しをすることとしました。

1 蕨市社会福祉協議会主催イベント等の開催について（センター等のイベントも含）
（福祉団体等による開催についても、これに準じて取り扱うよう要請します。）

○6月末まで（50人超）及び7月から8月まで（100人超）と設定していたイベント等の規模制限を解除することとします。

○イベント等の開催にあたり、以下の事項に十分留意したうえ実施することとします。

- (1) 手洗いの励行、手指の消毒、マスクの着用、定期的な換気といった感染防止対策を講じること。
- (2) 各施設における利用定員の半分以下を目安とするとともに、人との距離を十分確保すること。（できるだけ2メートル。最低でも1メートル。）
- (3) 飛沫が飛ぶ等、感染リスクの高い活動の開催・利用の可否は、慎重に検討すること。
- (4) 主催者は、名簿を作成するなど参加者の連絡先の把握に努めること。

2 センター等の貸室利用について

○センター等の貸室利用については、引き続き、次のとおり制限を設けます。

- (1) 貸室利用については、下表「貸室の利用人数の目安について」により制限します。
- (2) 貸室利用については、利用責任者において、以下の事項に十分留意してください。
 - ① 手洗いの励行、手指の消毒、マスクの着用
 - ② 事前（自宅等）の体温・体調チェック（発熱のある方はご遠慮ください。）
 - ③ 定期的な換気の実施
 - ④ 一定の数以上の入室制限及び社会的距離の確保（原則、机1台に対し1名）

- ⑤ 手の触れた場所の消毒（消毒液等は可能な限り持参してください。）
- ⑥ ごみの管理（特に鼻水、唾液等のついたゴミ）
- ⑦ 総合社会福祉センターへの入館・退館の際は、ケアハウス側の「夜間・職員出入口」よりお願いします。

3 その他について

- (1) クラスター感染（集団感染）は、全国の様々な場所、条件で発生していることから、イベント等の開催及び貸室利用に際しては、会場や活動内容など個々のリスクの態様に即して、その可否を判断することとします。このことにより、現在、施設予約済みのものであっても、その活動内容や人数によっては利用をお断りすることがあります。
- (2) 総合社会福祉センター内のドリーマ松原、スマイラ松原は通常通り開所します。
- (3) 本方針は、今後の埼玉県内及び蕨市内の感染状況等により見直すことがあります。

【貸室の利用人数の目安について】

総合社会福祉センター

階数	貸室名	利用人数の目安
2階	福祉団体連絡室 ※	6名
2階	録音室	2名
3階	多目的ホール（集会室1）	30名
3階	会議室（集会室2）	13名
3階	和室（集会室3）	7名

※現在、「新型コロナウイルスの影響による一時的な資金の緊急貸付等」による相談が急増しているため、相談で使用している【福祉団体連絡室】の利用については、当面の間、中止とさせていただきます。

老人福祉センター松原会館

階数	貸室名	利用人数の目安
1階	大広間	50名
1階	梅の間	4名
1階	集会室	25名